

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 に基づき、令和 8 年度浜松市一般廃棄物処理実施計画を変更したので、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 25 年浜松市条例第 58 号）第 6 条に基づき告示する。

令和 8 年 8 月 5 日

浜松市長 中野 祐介

「第 2 ごみ処理実施計画」中、「8 適正処理等」の記載内容を以下のとおり変更する。

変更前	
(3) 処理困難物	
略	
区分	品目等
有毒性物質を含むもの	バッテリー、農薬・殺虫剤等の薬品類、水銀使用製品（蛍光灯、体温計及び血圧計を除く）等
危険性のあるもの	揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、塗料、プロパンガスボンベ、廃油類、消火器、在宅医療器具（注射針等）等
処理に著しく支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの（容積、重量又は長さが著しく大きいもの、堅牢なもの）	FRP 製品、ピアノ、耐火金庫、自動二輪車、自動車及び自動二輪車用タイヤ、自動車部品、太陽光発電パネル（最も長い辺、直径等がおおむね 60cm 以上のもの）等
特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に基づくもの	ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・有機 E L、プラズマ式）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、エアコン、エアコン室外機、電気洗濯機、衣類乾燥機
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）における指定再資源化製品	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ブラウン管型ディスプレイ、液晶ディスプレイ等、充電式電池（市が使用済小型家電として回収するものを除く）
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）における <u>第一種特定製品</u>	除湿機、ウィンドファン、冷風機、ショーケース、保冷庫、冷凍ストッカー等
その他市が行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

変更後
(3) 処理困難物
略

区分	品目等
有毒性物質を含むもの	バッテリー、農薬・殺虫剤等の薬品類、水銀使用製品（蛍光管、体温計及び血圧計を除く）等
危険性のあるもの	揮発油（ガソリン、ベンジン、シンナー等）、塗料、プロパンガスボンベ、廃油類、消火器、在宅医療器具（注射針等）等
処理に著しく支障を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの（容積、重量又は長さが著しく大きいもの、堅牢なもの）	FRP 製品、ピアノ、耐火金庫、自動二輪車、自動車及び自動二輪車用タイヤ、自動車部品、太陽光発電パネル（最も長い辺、直径等がおおむね 60cm 以上のもの）等
特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に基づくもの	ブラウン管式テレビ、薄型テレビ（液晶・有機 E L、プラズマ式）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、エアコン、エアコン室外機、電気洗濯機、衣類乾燥機
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）における指定再資源化製品	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ブラウン管型ディスプレイ、液晶ディスプレイ等、充電式電池（市が使用済小型家電として回収するものを除く）
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）におけるフロン類使用製品（家電リサイクル対象品目及び第二種特定製品を除く）のうち、フロン類が回収されていることを確認できないもの※	除湿機、ウィンドファン、冷風機、ショーケース、保冷库、冷凍ストッカー等
その他市が行う処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	
※フロン類が回収されていることの確認は、原則として第一種フロン類充填回収業者による引取証明書の写しの添付による。ただし、第一種特定製品以外の製品において、その他の方法でフロン類が残存していないことを確認できる場合はこの限りではない。	

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。